

岡崎市住宅改修費助成事業実施要綱

(目的)

第1条 この事業は、高齢者又は身体障がい者の住宅の改修工事に要する経費の一部（以下「改修費」という。）を助成することにより、在宅における生活環境を整備し、福祉の増進を図ることを目的とする。

(定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 高齢者 介護保険法（平成9年法律第123号）第7条第3項に規定する要介護者、又は第4項に規定する要支援者のいずれかに該当するものをいう。ただし、65歳以上の介護保険給付対象外となる高齢者で特に市長が認めた者を含む。
- (2) 身体障がい者 身体障害者福祉法（昭和24年法律第283号）第15条第4項の規定により身体障がい者手帳の交付を受けた者で1級・2級・3級の下肢障がい、体幹機能障がい又は視覚障がいを有する者をいう。ただし、第1号に定める高齢者は除く。
- (3) 住宅改修工事 高齢者又は身体障がい者が日常生活において使用する居室、浴室、便所等の手すりの設置、段差の解消等対象者の自立支援のための工事をいう。

(対象者)

第3条 この事業の対象者は、次の各号のいずれにも該当する者とする。

- (1) 第2条に規定する高齢者又は身体障がい者。
- (2) 本市に住所を有し、住民基本台帳法（昭和42年法律第81号）による住民基本台帳に記載され、又は外国人登録法（昭和27年法律第125号）により登録されている者。
- (3) この要綱の規定に基づき、既に助成金の交付を受けたことのない者。ただし、転居により住宅改修工事が必要な者で、特に市長が認めた場合はこの限りでない。

(助成の範囲)

第4条 市長は住宅改修工事を行う対象者に対して、当該工事に必要な経費の一部を予算の範囲内で助成することができる。ただし、次の各号のいずれかに該当する場合は助成することができない。

- (1) 当該工事が新築又は増築である場合。
- (2) 当該工事が敷地外の工事である場合。
- (3) 第6条に規定する申請書を受理した時点で既に工事の着工、もしくは完了している場合。

(助成額)

第5条 助成対象額は、介護保険法又は日常生活用具給付事業の給付対象となる場合、改修費の実支出額から介護保険法又は日常生活用具給付事業の給付対象となる住宅改修費

用の額を控除した額とする。

2 助成額は、一受給世帯につき20万円を限度とする。

(申請手続き)

第6条 対象者又は対象者の親族(以下「申請者」という。)が、助成金の交付を受けようとするときは、あらかじめ市の定めるリフォームヘルパーに相談したうえで、様式第1号による岡崎市住宅改修費助成申請書に次に掲げる書類を添付し、市長に提出しなければならない。

(1) 工事見積書

(2) 改修前及び改修後の平面図

(3) 工事着工前の写真

(4) リフォームヘルパーの住宅改修に係る意見書

(助成の決定)

第7条 市長は申請書を受理したときは、速やかに審査をし、助成を決定したときは様式第2号による岡崎市住宅改修費助成決定通知書により、助成しないことを決定したときは様式第3号による岡崎市住宅改修費助成申請却下通知書により通知するものとする。ただし、助成費支給に対して必要と認めたときは、条件を付することができる。

(変更申請及び決定)

第8条 申請者は、前条により決定された内容を変更する必要があるときは、様式第4号による岡崎市住宅改修費助成変更申請書により申請し、市長はこれを審査し、変更の決定をしたときは、様式第5号による岡崎市住宅改修費助成変更通知書により通知するものとする。

(請求の方法)

第9条 第7条及び第8条により助成費の支給決定を受けた者が、住宅改修工事を完了したときは、完了後30日以内に様式第6号による岡崎市住宅改修費助成工事完了届に次に掲げる書類を添付し、市長に請求するものとする。

(1) 施行業者の請求書(写し)

(2) 工事完了後の写真

(3) 施行業者の領収書(写し)

(助成金の支給)

第10条 市長は前条の岡崎市住宅改修費助成工事完了届を受理したときは、その内容を審査し、適当と認めたときは支給すべき助成費の額を確定のうえ申請者に支給するものとする。

(不正利益の返還)

第11条 市長は、虚偽その他不正な手段により、助成費の支給を受けた者がいるときは、その者から助成を受けた額の全額又は一部を返還させることができる。

(受領委任払いの実施)

第12条 申請者の住宅改修費の一時的な負担を軽減するため、第10条により申請者に対し支給される助成金については、次条より定める方法により、受領委任払いの申出があった場合には、申請者より委任を受けた住宅改修の施工業者が支給を受けることが出

来ることとする。

(受領委任登録の申請)

第13条 第12条により、受領委任払いを受託する住宅改修施工業者は、様式第7号による介護保険居宅介護(介護予防)住宅改修費の支給及び岡崎市住宅改修費助成事業に係る受領委任事業者登録申請書に關係書類を添えて市長に提出しなければならない。

2 前項の登録申請をする住宅改修施工業者は、次の各号の要件をすべて満たす旨の宣誓書を提出しなければならない。なお、この要件を満たさない旨が判明した場合、市長は受領委任登録を取り消すことができるものとする。

(1) 過去1年以内に岡崎市住宅改修費助成事業における住宅改修費の助成対象工事を行っていること。

(2) 岡崎市住宅改修費助成事業における住宅改修費の助成対象工事内容について、十分な知識があること。

(3) 改修費用が適正な価格で行えること。

(4) 助成に係る申請を代理で行う場合、申請手続に係る留意事項を順守すること。

(受領委任登録の通知)

第14条 市長は、前条の申請を受けたときは、住宅改修施工業者の受領委任登録について決定し、様式第8号による介護保険居宅介護(介護予防)住宅改修費の支給及び岡崎市住宅改修費助成事業に係る受領委任事業者登録決定通知書により住宅改修施工業者に通知するものとする。

(受領委任による支払)

第15条 市長は、前条により受領委任払い登録を決定したときは、申請者に住宅改修費を支給すべき額の限度において、当該申請者に代わり、受領委任事業者(住宅改修施工業者)に住宅改修費の支払いをすることができるものとする。

(受領委任払いの申請手続)

第16条 住宅改修費の助成を受領委任払いにより利用する申請者(以下、受領委任払い申請者という。)は、第6条の申請にあたり、様式第1号による岡崎市住宅改修費助成申請書に受領委任登録を受けた事業者に対する委任状を添えて市長に提出し、確認を受けなければならない。

(受領委任払いの助成金の支給)

第17条 市長は、受領委任払いによる岡崎市住宅改修費助成工事完了届を受理したときは、その内容を審査し、適当と認めるときは支給すべき助成費の額を確定のうえ、第10条において申請者に支給する助成金額を、委任を受けた住宅改修施工業者に支給するものとする。

(その他)

第18条 この要綱に定めるほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成8年4月1日より施行する。

附 則

この要綱は、平成12年4月1日より施行する。

附 則

この要綱は、平成13年4月1日より施行する。

附 則

この要綱は、平成15年4月1日より施行する。

附 則

この要綱は、平成20年10月1日より施行する。

附 則

この要綱は、平成21年4月1日より施行する。

附 則

この要綱は、平成23年4月1日より施行する。